

県民意見の募集について

計画等の案の名称	次期静岡県文化振興基本計画（案）
意見募集の趣旨	<p>「静岡県文化振興基本計画」は、静岡県総合計画における文化振興に関する分野別計画として位置付けられており、また「静岡県文化振興基本条例」第6条に基づいて策定が定められています。</p> <p>平成20年3月に第1期計画を策定して以降、これに基づいて文化政策を行いつつ、計画の改訂を行ってまいりましたが、令和7年度が現行計画（第5期）の最終年度であるため、令和7年度から4年間の基本目標や重点施策等を定めた次期計画（第6期）の策定に取り組んでまいりました。なお、次期計画策定は令和8年3月ですが、令和7年度4月に遡り、令和7年度から令和10年度の4年間を計画期間とします。</p> <p>このたび、計画案がまとまりましたので、県民の皆さんから広く御意見や御提案を募集します。</p>
意見の提出期間	令和7年12月23日（火）から 令和8年1月16日（金）まで
意見の提出方法	<p>持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。（電話での御意見は御遠慮ください。）</p> <p>なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には住所、氏名及び連絡先（ファクシミリ番号、メールアドレス等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県スポーツ・文化観光部文化政策課（県庁東館12階）</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-2827（文化政策課）</p> <p>3 電子メールの場合 arts@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	スポーツ・文化観光部文化政策課政策調整班 電話番号 054-221-2252
備考	<p>いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見はまとめた上で県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方、おひとりに個別の回答はいたしませんので御了承ください。電話での御意見は御遠慮いただくようお願いいたします。</p> <p>パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。</p>